

ポリテクセンター奈良 公共職業訓練 受講生募集

訓練科 = (③④はビジネススキル講習付きコース)

- ①機械CAD技術科 ②住宅リフォーム技術科
- ③CAD/NC技術科 ④電気設備技術科

対象 = 訓練を受講して再就職を希望する人

定員 = ①②各5人、③④各11人

訓練期間 = 3月1日(月) ~ 8月27日(金)

③④は9月29日(水)まで

訓練場所 = ポリテクセンター奈良(橿原市城殿町433)

費用 = 受講料無料(ただし、教科書代等は自己負担)

問合せ = 1月29日(金)までに、ポリテクセンター奈良
(☎0744-22-5226)へ (地域振興課)

在宅障害者交通費補助金の 申請受付について

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費(年4回のうち、今回は10~12月分)を補助します。

対象 = 下記①~③の全てにあてはまる人

- ①市内に住所を有している人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人
- ③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容 = 事業所の通所時に公共交通機関(電車・バスに限る)を利用した場合の交通費の4分の3とし、上限額は1ヵ月あたり1万円となります

申請書配布・受付期間 = 1月12日(火) ~ 27日(水)

申込・問合せ = 社会福祉協議会 福祉課 (☎53-6531・☎55-0986)

※いずれも土・日曜を除く8時30分~17時15分。

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



~20歳の
あなたへ~

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月~金曜日
9時~16時

成人を迎えたみなさんおめでとうございます。これからは自らの責任で、さまざまな場面で契約をしていくことになります。これまで契約する時は原則、親権者の同意が必要でしたが、これからは自分の意志で自由に契約をすることができません。しかし契約経験の浅いみなさんはトラブルに巻き込まれることがあるので注意が必要です。

【事例1】 SNSの広告をみてサプリメントを申し込んだ。1回限りだと思っていたら2回目の商品が届いた。問い合わせると定期購入になっていた。

インターネットやテレビショッピングなどの通信販売はクーリング・オフが適用されません。解約などは事業者が定めたルールに従うことになります。申し込む前に契約の内容を必ず確認しておきましょう。

【事例2】 エステの無料体験をしたあと、契約するまで帰らせてもらえず契約をしてしまった。クーリング・オフ期間が過ぎているので解約できないのか。

エステティックの契約は契約書面受領日から8日以内であればクーリング・オフができます。期間が過ぎた場合でも中途解約制度があります。このケースは勧誘方法に問題があったので、経緯を書面に書いてもらい事業者と交渉した結果、取消しされることになりました。

【事例3】 SNSで「ネットビジネスで稼ぐ方法を教える」との広告に興味を持った。消費者金融でお金を借りて契約したが、その後連絡がとれない。

SNSで知り合った人や身近な友人に「もうけ話」の勧誘をされ契約してしまったという相談も寄せられます。【事例3】のように借金をするケースもめずらしくありません。「簡単にもうかる」「大金が稼げる」などの「うまい話」はまずありません。借金をしてまで必要な契約なのか冷静に考えましょう。

◆「特殊詐欺被害抑止標語」「あの手この手特殊詐欺 急がば回れ! まず相談!」(池末葵さん)